

国自安第80号の2  
令和6年10月1日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

国土交通省 物流・自動車局  
安全政策課長  
(公印省略)

「登録貨物軽自動車安全管理者講習機関等に係る登録免許税の納付要領」の制定について

今般、「登録貨物軽自動車安全管理者講習機関等に係る登録免許税の納付要領」（令和6年10月1日付け国自安第80号）を別添のとおり制定するため、その旨了知されたい。